

## 山梨県立大学地域研究交流センター運営規程

(平成22年4月1日制定 大学8101号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第26条第2項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学地域研究交流センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、地域のニーズと大学の資源をコーディネートしながら、地域との連携の推進を図り、大学教育に資するとともに、地域に貢献していくことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域課題、地域政策、地域振興に係わる研究プロジェクトや実践活動の実施に関すること。
- (2) 生涯学習機会や社会人の学び直し機会の提供に関すること。
- (3) 行政、企業、地域住民等との連携に関すること。
- (4) 教育、研究、医療、福祉等の関係機関との連携に関すること。
- (5) 大学資源に関する情報の集積、管理、提供に関すること。
- (6) 新しい教育プログラムの開発に関すること。
- (7) 看護・福祉分野の専門職の支援に係わる企画・調整等に関すること。
- (8) 学生の地域活動の支援に関すること。
- (9) その他センターの目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 センターは全教員を構成員とし、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター運営委員
- (3) センターを担当する職員
- (4) その他センター業務に関して必要な職員

(研究員)

第5条 センターに研究員を置くことができる。

(運営委員会)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、山梨県立大学地域研究交流センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の長はセンター長とし、委員会はセンター運営委員及びセンターを担当する職員により構成する。

(委員会の審議事項)

第7条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) センターの人事に関する事項
- (2) センターの予算及び決算に関する事項
- (3) センターの運営方針に関する事項
- (4) その他センターに関する重要事項

(部門等)

第8条 第3条に規定する業務を企画、立案及び実施するため、センター部門等（以下「部門等」という。）を置くことができる。

2 部門等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、社会連携課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。